

原議保存期間	5年（平成33年3月31日まで）
有効期間	一種（平成33年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
（参考送付先）
各方面本部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第111号
平成27年5月21日
警察庁生活安全局保安課長

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行による夜間銃猟等の実施について（通達）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「改正法」という。）が平成27年5月29日から施行されることに伴い、改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）の運用について、別添のとおり、環境省から各都道府県知事宛に施行通知が発出されたところである。

このうち、都道府県公安委員会に係る部分については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 夜間銃猟の実施について（施行通知Ⅲ-5関係）

(1) 概要及び手続

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）を行ってはならない（鳥獣保護管理法第38条第1項）が、

- ① 都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを定め（同法第7条の2第2項第5号）
- ② 都道府県知事が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画において夜間銃猟を行う旨を定め（同法第14条の2第2項第5号）
- ③ 夜間銃猟を実施できる旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けて夜間銃猟の作業計画を定め、これが②の実施計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受け（同条第8項第2号）

た場合には、例外的に夜間銃猟を行うことができることとなった。

(2) 都道府県公安委員会との関係

都道府県鳥獣担当部局は、上記の①から③の各段階において

- ① 第二種特定鳥獣管理計画策定時において、夜間銃猟を実施する予定がある場合には、都道府県公安委員会に情報共有を行う
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会に協議する
- ③ 夜間銃猟作業計画の確認を行うに当たっては、安全確保の措置について都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取するなど、十分な調整を行う

こととされている。

(3) 着眼点

上記①から③の各段階における着眼点は、以下のとおりである。具体的な猟法等の適格性については、都道府県鳥獣担当部局が判断することとなっており、都道府県公安委員会としては、あくまでも猟銃等の取扱いの適法性や住民の安全に関する内容が盛り込まれているかといった観点から確認を行うこと。

- ① 第二種特定鳥獣管理計画策定時においては、夜間銃猟に関する特段の記載は法定されていないため、特段の意見提出は求められていない。したがって、夜間銃猟の予定がある旨情報共有された場合には、今後②及び③の手続が必要となる旨承知しておけばよい。
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定時には、夜間銃猟の実施内容（実施区域、実施日時・時間、銃猟の方法等）が定められ、安全管理体制や住民等の安全管理のための配慮事項が定められる。この段階では、各措置の詳細について定められる訳ではないことに留意しつつ、夜間銃猟の実施内容に照らして、安全管理体制として「安全管理のための人員の配置」、「連絡体制の構築（平時及び事故発生時）」等、住民の安全管理のための配慮事項として「立入制限」、「事前周知の実施」、「バックストップの確保」等の事項について盛り込まれているかを確認の上、記載漏れがある場合や銃猟の方法が法令に反する場合には、都道府県鳥獣担当部局に対して書面にて意見を提出すること。
- ③ 夜間銃猟作業計画の確認時においては、各認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法、実施体制、実施者、住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法について具体的に夜間銃猟作業計画に記載することとなる。

したがって、夜間銃猟作業計画に係る意見聴取に対しては、地域の個別具体的な事情に鑑み、夜間銃猟の具体的な内容に照らして、安全確保の措置として定められた「射撃方向の確認」、「バックストップの確保」、「明るさの確保」等の方法に問題がないか、安全管理体制として定められた「人員配置」、「関係機関との調整・連携等」の中に事故発生時の警察への通報が定められているか、周辺住民や利用者等への安全管理のための配慮事項として定められた「事前周知」の方法や「注意喚起看板の設置」、「立入禁止措置」等の内容が適切かといった観点から書面をもって助言を行うこと。また、銃猟の実施者が有害鳥獣捕獲用途での猟銃等の所持許可を受けているかを確認し、銃猟の方法が各種法令に違反していないかにも留意すること。

なお、この段階においては、夜間銃猟を実施する区域を管轄する警察署からも意見を聴取すること。

2 火薬類の許可について（施行通知Ⅲ-5 3(4)関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けて銃猟を行う者については、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項第3号に規定する「（鳥獣保護管理法）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者」に該当しないため、火薬類の無許可譲受けの対象とならない。したがって、当該事業に関し火薬類を必要とする者は都道府県公安委員会から猟銃用火薬類等の譲受けの許可を受ける必要があること（同法第50条の2第1項により読み替えられる同法第17条第1項）に留意すること。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度について（施行通知Ⅶ関係）

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（平成27年3月24日付警察庁丁保発第70号）を参照の上、対象者からのライフル銃の所持許可の申請があった場合には適切に取り扱うこと。

4 住居集合地域等における麻酔銃猟について（施行通知Ⅺ-4 関係）

(1) 概要及び手続

住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない（鳥獣保護管理法第38条第2項）が、住居集合地域等における麻酔銃猟を行うことについて都道府県知事の許可（同法第38条の2）を受けた者については、例外的にこれを行うことができることとなった。

具体的には、住居集合地域に定着し又は定常的に出没し、生活環境に被害を及ぼすおそれがある又は現に被害を及ぼしているニホンザルを原則として対象とし、他の取り得る手段（追い払いや網又はわなを用いた捕獲等）について捕獲作業の安全性や迅速性を比較・検討したうえで、麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施されることが想定されている。ただし、ニホンザル以外のクマ類、ニホンジカ、イノシシであっても、人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合には、住居集合地域等における麻酔銃猟が許可される場合があるので留意されたい。

(2) 都道府県公安委員会との関係

都道府県鳥獣担当部局は、許可に当たって、安全確保の観点から都道府県公安委員会の助言を受けることとされている。

(3) 着眼点

住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請に当たり申請者が記載した危害の防止のための措置として「人員の配置」、「道具の準備」等が当該住居集合地域等の状況に照らして適切か、「周辺住民への周知や注意喚起」、「事故発生時の警察への通報」、「責任者の配置」等が十分なされているかといった観点から助言を行うこと。

また、該当区域内に特に注意を必要とする施設（保育園、幼稚園、学校等）が含まれている場合には、状況に応じて登下校時間帯の麻酔銃猟の中止や立入禁止措置などの危害発生予防のための措置がとられているかを確認し、必要に応じて書面にて助言を行うこと。